

MS Plus One Small Amounts &
Short Term Insurance

Disclosure

2026

MSプラスワン少額短期保険の現状

はじめに

平素より、MSプラスワン少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の事業における概況、経営方針、財務状況などについて、本ディスクロージャー誌「MSプラスワン少額短期保険の現状」にまとめました。本誌が当社をご理解いただくうえでお役立ていただければ幸いです。

今後とも一層のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要（2026年3月31日現在）

社 名：MSプラスワン少額短期保険株式会社

本社所在地：東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

資本金：499,000千円

従業員数：8名

代理店数：2店

当社の沿革

年月	主な出来事
2024年6月	関東財務局に少額短期保険業者として登録
2024年12月	営業開始 第1弾商品「返品送料保険」販売開始
2025年2月	「返品送料保険」契約累計 10万件
2025年3月	「返品送料保険」が、一般社団法人日本少額短期保険協会が主催するコンテスト※において、「第11回少額短期保険大賞」を受賞
2025年11月	「返品送料保険」契約累計 50万件
2026年3月	第2弾商品「レジャー・スポーツ傷害保険（1日型）」販売開始

※毎年3月2日を「ミニ保険の日」として開催されるイベント「少額短期保険の日」におけるコンテスト

目次

当社の経営理念／代表のご挨拶	P3~4
----------------	------

＜コーポレートデータ（会社概要）＞

1. 役員の状況	P6
2. 従業員の状況	P6
3. 株式の状況	P6
4. 組織図	P7

＜当社の取組み（事業報告）＞

1. 当社の事業概況	P9
2. 当社における個人情報保護方針	P10
3. 当社の販売商品・サービス	P18
4. 勧誘方針	P20
5. 当社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」概要	P21
6. お客さまの声に応える取組み	P22
7. リスク管理の態勢	P24
8. 法令等遵守態勢	P25
9. 指定紛争解決機関	P26

＜業績データ（主要な業務の状況／経理の状況）＞

1. 直近3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	P28
2. 直近2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	P29
3. 経理の状況 （貸借対照表／損益計算書／株主資本等変動計算書）	P35

当社の経営理念

Mission

経営理念

存在意義

日常のちょっとした不安からくるためらいをなくし、
一人ひとりが安心してプラス一歩を踏み出せる世界を創ります

Vision

経営ビジョン

中期的に目指す姿

わたしたちはお客さまに寄り添う身近な存在であり続け、
一人ひとりの「あったらいいな」を「あってよかった」に変えていきます

Value

行動指針

【お客さま第一】 わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します。

【誠実】 わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します。

【チームワーク】 わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します。

【革新】 わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します。

【プロフェッショナリズム】 わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します。

代表のご挨拶



平素より、皆様にはMSプラスワン少額短期保険をお引き立て賜り誠にありがとうございます。

当社は、三井住友海上火災保険株式会社の100%子会社として、2024年12月より営業を開始しました。

少額短期保険は、損害保険会社が販売する従来の損害保険商品と比べ、文字通り、補償額は少額で、保険期間も短期という特長があります。私たちは、このような少額短期保険の特長を活かし、日常生活に潜むちょっとした不安や困りごとに対して、シンプルでわかりやすい商品を提供することにより、お客さまがプラス一步を踏み出せる世界を創りたいと考えています。また、日々進化するデジタル技術を活用し今までにない新しい体験価値をお届けすることを目指しています。

2024年12月に販売を開始した「返品送料保険」は、オンラインショッピングの際に生じる「サイズが合わない」「イメージと異なる」といったご不安に対応する商品です。また、2026年3月より販売を開始した「レジャー・スポーツ傷害保険(1日型)」は、レジャー等でのおでかけの際の、ケガや熱中症などのご不安に対して安心を提供する商品としてご好評をいただいております。いずれの商品も保険加入から保険金請求までデジタルで完結する仕組みとし、お客さまにエフォートレスな体験をご提供しています。

一人ひとりの「あったらいいな」を「あってよかった」に。

私たちは、「お客さま本位の業務運営」の実践を通じて、お客さまに寄り添う身近な存在であり続けたいと願っています。引き続き皆様のご支援・ご愛顧を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

MSプラスワン少額短期保険株式会社
代表取締役社長 大道 武志

コーポレートデータ (会社概要)

1. 役員の状況.....	P6
2. 従業員の状況	P6
3. 株式の状況	P6
4. 組織図	P7

1. 役員の状況

(2026年7月1日 現在)

役職名	氏名	担当業務
代表取締役社長	大道 武志	
取締役	加藤 大輔	経営企画部長
取締役	江連 洋太	
取締役	宮崎 秀雄	
監査役	後藤 仁志	
監査役	神庭 慎司	
監査役	渡辺 善子	

2. 従業員の状況

(2026年3月31日 現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
8名	38.3歳	2.25年	5,664千円

3. 株式の状況

(1) 株式数

発行可能株式の総数 300,000株

発行済株式の総数 99,800株

(2) 株主数

2025年度末株主数 1名

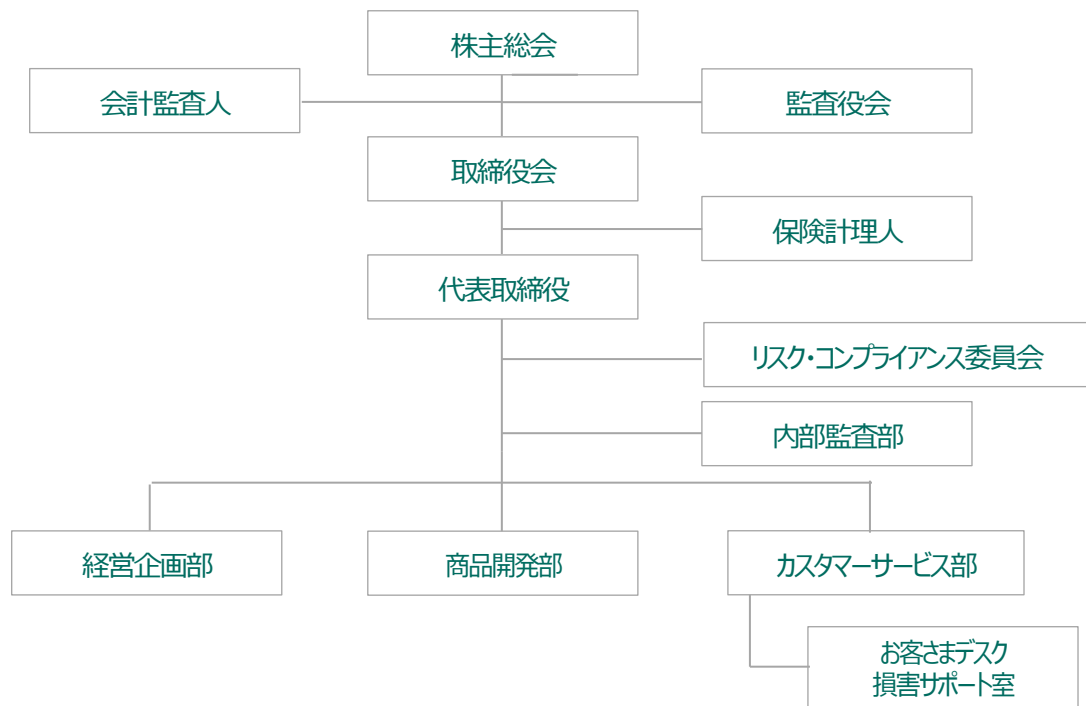
(3) 株主

(2026年3月31日現在)

株主	保有株数	保有割合
三井住友海上火災保険株式会社	99,800株	100%

4. 組織図

(2026年7月1日 現在)



当社の取組み (事業報告)

1. 当社の事業概況	P9
2. 当社における個人情報保護方針	P10
3. 当社の販売商品・サービス	P18
4. 勧誘方針	P20
5. 当社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」概要	P21
6. お客さまの声に応える取組み	P22
7. リスク管理の態勢	P24
8. 法令等遵守態勢	P25
9. 指定紛争解決機関	P26

1. 当社の事業概況

1. 主要な事業内容

- ・少額短期保険業
- ・その他少額短期保険業に附帯する一切の業務

2. 事業の経過

- ・2024年12月から販売を開始した「返品送料保険」の契約数は50万件を突破しました。一方で、正味損害率が悪化したため、収支改善を目的とした商品改定(保険料変更、免責金額設定)を2026年3月に実施しました。
- ・第2弾商品として、2026年3月に「レジャー・スポーツ傷害保険(1日型)」を販売開始しました。
- ・お客さまの多様化するニーズにお応えした商品・サービスの提供を今後さらに拡大するため、2026年2月に三井住友海上火災保険株式会社による4億円の増資を受け入れました。

3. 事業の成果

- ・「返品送料保険」の商品改定の実施や第2弾商品の販売開始等により、2026年度以降の事業拡大・収益改善に向けた態勢を整えました。
- ・レジャーやスポーツ中に発生する傷害や賠償のリスクに加え、熱中症等のリスクもまとめて補償する商品として、1日型の保険では業界初※となる「レジャー・スポーツ傷害保険(1日型)」を販売しました。
※当社調べ(2026年5月末時点、国内損害保険会社および少額短期保険業者における同種の保険を調査)
- ・AIやデジタル技術を活用し、査定・問い合わせ業務につき、自動査定率の向上や問い合わせ件数の削減を進めるとともに、事業費の削減・低位安定を図りました。

2. 当社における個人情報保護方針

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、少額短期保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人日本少額短期保険協会の個人情報保護指針を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、適切な安全管理措置を講じます。

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。

当社では、主に申込画面、契約書、保険金請求書、取引書類、アンケート等により個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音等により個人情報（下記 8. の個人番号および特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（下記 8. の個人番号および特定個人情報を除きます。）を、次の目的および下記 6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込画面・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- （1）保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および履行
- （2）万一保険事故が発生した場合の円滑、かつ、適切な保険金のお支払い
- （3）保険契約の維持・管理
- （4）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
- （5）保険契約に付帯されるサービスの提供
- （6）当社が取り扱う商品（少額短期保険）の案内または提供、代理、媒介、取次、管理ならびに当社のサービスおよび MS&AD インシュアランス グループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析

※MS&AD インシュアランス グループ各社については、下記 6.（1）をご覧ください。

当社およびグループ各社が案内、提供する商品・サービス

- ・少額短期保険
- ・損害保険
- ・生命保険
- ・確定拠出年金
- ・融資
- ・投資信託
- ・天候・地震デリバティブ

- ・健康・介護サービス
- ・リスクマネジメントサービス
- ・資産評価サービス
- ・その他、金融商品・リスク関連サービス
- ・その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス

- (7) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (8) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融に係る商品・サービスの開発・研究
- (9) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行
- (10) ご契約情報、事故情報、苦情情報、お問い合わせ・ご相談履歴等のデータ分析に基づく商品・サービスの案内（※）
- (11) その他、お客さまとお取引等の適切、かつ、円滑な履行

（※）を付した利用目的については、お客さまの契約内容、取引履歴、閲覧履歴等の情報を分析することによる利用を含みます。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（下記 8. の個人番号および特定個人情報を除きます。）を提供しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②利用目的の達成および当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先（海外にあるものを含みます）に提供する場合
 - ③個人情報保護法第 27 条第 2 項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合
 - ④グループ各社、少額短期保険会社、国土交通省等との間で共同利用を行う場合（下記 6. をご覧ください）
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（下記 4. の個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。
- (3) 当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）に個人データの提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）があります。

4. 個人関連情報の取扱い

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意が得られていることを確認したうえで、当該情報を提供します。
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、当社が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意を得るものとします。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（下記 8. の個人番号および特定個人情報を含みます。）の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

6. 個人データの共同利用

（1）グループ会社との共同利用

- ①MS&AD インシュアランス グループでは、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、次の条件のもと、個人データ（下記 8. の個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。

【個人データの項目】

- イ) 株主情報（氏名、住所、株式数等）
- ロ) 持株会社および当社が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込画面等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報）

【共同利用者の範囲及び管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&AD インシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です（下記リンクをご参照ください）。

https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html

なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

- ②当社およびグループ各社は、その取扱う商品・サービスの案内、提供ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込画面等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&AD インシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です（下記リンクをご参照ください）。

https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html

なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

- ③当社は、代理店（研修生を含みます。）の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生等に関する個人データを共同して利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託・採用、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人・研修生等に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&AD インシュアランス グループの国内保険会社です（下記リンクをご参照ください）。

https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html

なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

（2）支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とも保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互参照しております。

詳細は、一般社団法人少額短期保険協会のウェブサイト<https://www.shougakutanki.jp>）をご覧ください。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- （1）保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- （2）相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- （3）保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- （4）法令等に基づく場合
- （5）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- （6）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- （7）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報等の取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記6. の共同利用も行いません。

9. 開示、訂正、利用停止等のご請求

- （1）ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。
- （2）個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記8. の個人番号および特定個人情報を含みます。）に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。
当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、ご本人の意向を確認したうえで書面、CD-ROM等の外部記憶媒体の郵送または電子メールの送信等の方法で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。ご請求手続きの詳細はこちらをご参照ください。
当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ（上記8. の個人番号および特定個人情報を含みます。）の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置の主な内容はこちらの通りです。

(1) 個人情報保護宣言の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「苦情・相談の窓口」等について本個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）で公表し、必要に応じて見直しています。

(2) 個人データの取扱いに係る規程類の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその役割等について「お客さま情報管理規程」等の各種社内規定で定めています。

(3) 組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置
- ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
- ・漏えい事案等に対応する体制の整備

(4) 人的安全管理措置

- ・従業員との個人データの非開示契約等の締結
- ・従業員の役割・責任等の明確化
- ・従業員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
- ・従業員による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(5) 物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理
- ・機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

(6) 技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別及び認証
- ・個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
- ・個人データへのアクセス権限の管理
- ・個人データの漏えい・毀損等防止策
- ・個人データへのアクセスの記録及び分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

(7) 委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

(8) 外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

1 1. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
 - ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
 - ③作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しないこと
- (2) 仮名加工情報の利用目的
- 当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

12. 匿名加工情報の取扱い

- (1) 匿名加工情報の作成
- 当社は、匿名加工情報（法令で定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。
- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
 - ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
 - ③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
 - ④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- (2) 匿名加工情報の提供
- 当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。
- (3) 当社で作成する匿名加工情報に含まれる情報の項目、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目と提供の方法については、該当情報が発生した際にホームページで公表します。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報（上記8. の個人番号および特定個人情報を含みます。）の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、満期案内や保険契約の維持・管理、保険契約のお支払等に関するご連絡は対象となりません。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

お問い合わせは、MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「お問い合わせ」より受け付けています。

【MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページ】<https://www.ms-plus1.com>

2024年7月8日制定

**個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、
開示、訂正等、利用停止等の手続きについて**
MSプラスワン少額短期保険株式会社

個人情報保護法に基づく保有個人データ（個人番号および特定個人情報を含みます）に関する利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求（以下「開示等請求」といいます。）については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の請求書にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、回答します。また、開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただく場合、回答までに一定の期間を要する場合がありますので、あらかじめご了解ください。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

1. 開示等請求手続

（１）ご連絡先

下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

お問い合わせは、MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「お問い合わせ」より受け付けています。

【MSプラスワン少額短期保険株式会社 公式ホームページ】<https://www.ms-plus1.com>

（２）ご請求に必要な書類等

開示等請求をご希望される場合には、当社所定の請求書をお送りしますので、ご記入のうえご提出ください。また、ご請求者がご本人であることを確認させていただくため、以下の書類もあわせてご提出ください。

①ご請求者がご本人の場合

印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本、または、運転免許証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写しのいずれか一つ

②ご請求者が代理人の場合

以下の全てをご提出ください。

・委任状

・ご本人の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本・代理人の身分を証明する次の書類のうち、いずれか一つ（印鑑登録証明書の正本、運転免許証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写し、後見開始審判書の写し、成年後見登記事項証明書の写し等、代理人本人であることが確認できるもの）

（３）手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料をご負担いただきます。当社へ開示等請求に係る必要書類をご郵送いただく際に、1000円分の郵便切手を同封してください。

手数料が同封されていなかった場合、または不足していた場合には、当社よりその旨ご連絡しますが、所定の期間内にお支払していただけない場合には、請求がなかったものとして対応させていただきます。

2. 回答について

ご請求いただきました場合、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、後日、ご本人の意向を確認したうえで、書面、CD-ROM等の外部記憶媒体の郵送または電子メールの送信等の方法で回答します。代理人によるご請求の場合には、当該代理人に対し回答します。

なお、開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求の全部または一部に応じることができない場合があります。その場合にはその理由を付して回答します。

2024年7月8日制定

3. 当社の販売商品・サービス

返品送料保険

EC サイトで購入したファッションアイテム等を、「イメージと違った」「サイズが合わなかった」などのお客さま都合の理由で返品する際の返品送料を補償する保険商品です。



1. 商品の概要

補償内容	被保険者（EC サイト利用者）が購入した物品について、物品販売店との合意の上で返品を行う場合に、被保険者が返品にかかる送料を負担することによって被る損害を補償します。
補償額 （保険金額）	負担した返品送料の実額から免責金額（200 円）を差し引いた額 ※保険金額（1 物品あたり 2,000 円）を限度とします。
保険料	120 円～200 円

2. 開発背景

- ・ファッションアイテムなどを EC サイトで購入する際、購入した商品の色やサイズがイメージと違っていた場合には返品送料を自己負担することが一般的です。この負担が EC サイトでの購入の「ためらいや不安」につながっていることが、アンケート調査結果などから浮かび上がりました。
- ・そこで、EC サイト利用の障壁を解消するため、ファッションアイテムなどを自己都合の理由で返品する際の返品送料を補償する保険「返品送料保険」を開発しました。

3. 主な特長

（1）販売実績

2024 年 12 月の販売開始から、1 年未満の 2025 年 11 月 26 日時点で累計販売件数 50 万件を突破しました。

（2）デジタル完結を実現

ファッション系 EC サイトにてサイト組み込み型の保険として提供しており、物品購入と同時に保険に加入することができます。

（3）請求から保険金の着金まで約 5 分

AI-OCR や保険金支払い判定ロジックの導入により、「査定業務の自動化」を実現しました。これにより、保険金請求の手続き開始からお客さま指定口座への着金までに要する時間を、約 5 分※に短縮することができました。

※一定の条件を満たしている場合に限りです

レジャー・スポーツ傷害保険（1日型）

レジャー・スポーツ中に発生する傷害や賠償のリスクに加え、
熱中症や食中毒もまとめて補償する
1日単位で申し込みが可能な保険商品です。



1. 商品の概要

補償内容	死亡保険金や入院一時保険金、賠償保険金などに加え、救護者費用、ホールインワン・アルバトロス費用、熱中症一時金、食中毒一時金など、レジャー・スポーツに合わせた補償があらかじめセットされています。
保険期間	1日～最大7日まで（1日単位）
保険料	300円～500円

2. 開発背景

近年、キャンプやバーベキュー、音楽フェス、スポーツ観戦など多様な余暇の楽しみ方が広がる一方、猛暑日の増加に伴う熱中症リスクが高まっています。このような社会背景を踏まえ、レジャーやスポーツ中に発生する傷害や賠償のリスクに加え、熱中症等のリスクもまとめて補償する商品として、1日型の保険では業界初※となる本保険を開発しました。

※当社調べ（2026年5月末時点、国内損害保険会社および少額短期保険業者における同種の保険を調査）

3. 主な特長

（1）シーンに合わせたプランの提供

レジャーやスポーツによって異なるリスクに対応するため、それぞれのシーンに合わせた6つのプランをパッケージ化しました。お客さまは複雑な保険選びをすることなく、最適な補償を備えることができます。

（2）スマホ完結による利便性の向上

専用サイトから約5分で契約が完了し、当日※の加入も可能です。保険金請求についてもスマートフォンからの画像アップロードにより、簡便かつ迅速なお手続きを実現しました。

※補償開始当日に「熱中症補償ありプラン」に加入する場合、当日午前9時までのお申し込みが必要。

（3）手頃な保険料とグループ一括での契約への対応

1日あたり300～500円の保険料で、最長7日間まで契約できます。代表者1名の手続きで最大6名までまとめて契約することが可能であり、グループでの活動における利便性を高めています。

4. 勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を、次の通り定めておりますのでご案内いたします。

当社の勧誘方針

保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

1. お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿ったご説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

2. 適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見・ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

2024年10月16日制定

5. 当社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」概要

方針 1：最適な商品・サービスの提供

- ・多様化するお客さまのニーズ・課題を把握し、最適な商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ・社会環境や技術進展等の変化に伴う新しいリスクに迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ・お客さまの体験価値を向上させ、高い満足度を得ていただけるよう努めます。
- ・保険募集において、重要な情報をわかりやすく説明することで、ご意向に沿った商品・サービスを選んでいただけるよう努めます。

方針 2：安心と信頼の事故対応

- ・事故に遭われたお客さまや、事故のお相手の思いに寄り添った事故対応を行います。
- ・事故が発生した際は、適正かつ迅速な保険金のお支払いに努めます。
- ・お客さまにご納得いただけるようわかりやすい説明に努めます。

方針 3：お客さまの声に寄り添った対応と品質向上の取組み

- ・お客さまの声に真摯に耳を傾け、要望や苦情に誠実に対応します。
- ・お客さまからの要望や苦情等を、業務品質の向上と商品・サービスの適時・適切な改善や開発に活かします。

方針 4：お客さまの利益を不当に害さないための適切な業務運営

- ・法令や社会規範等を遵守し、お客さまの利益を不当に害さないことに高い意識と価値観を持った業務運営を行います。
- ・利益相反のおそれがある取引を適切に管理する態勢を整備・維持します。

方針 5：お客さま本位の企業風土の醸成・定着

- ・社員一人ひとりがミッション・ビジョン・バリューを常に意識し、行動します。
- ・「お客さまの最善の利益の追求」に高い価値観を置く企業風土の醸成・定着を図ります。

2024 年 10 月 16 日制定

* 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表は、下記の URL をご参照ください。

<https://www.ms-plus1.com/fwp/wp-content/uploads/2026/07/gensokutaiou.pdf>

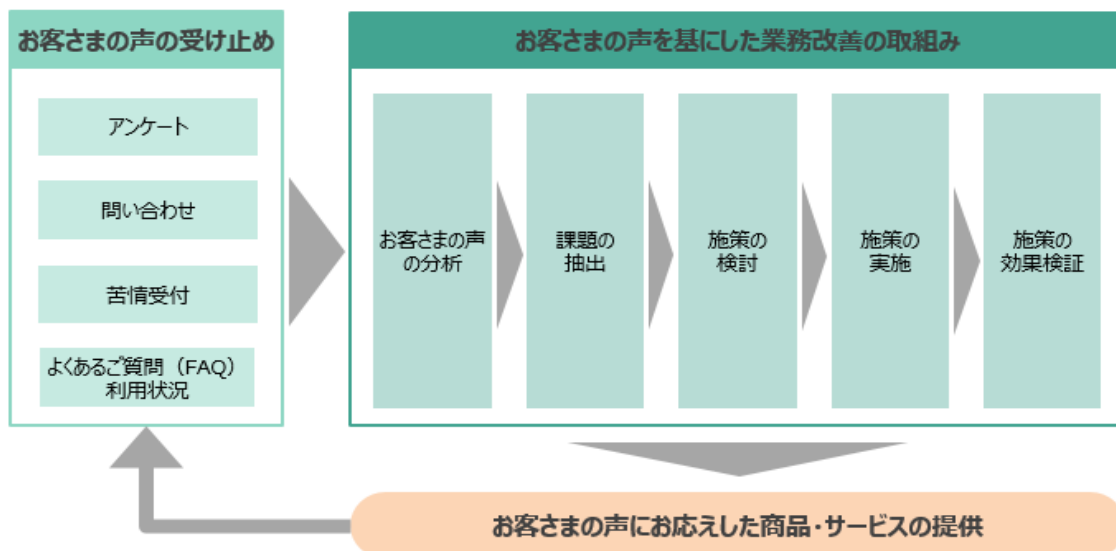
* 当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」の取組状況は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.ms-plus1.com/fwp/wp-content/uploads/2026/07/torikumijoukyou1.0.pdf>

6. お客様の声に応える取組み

1. お客様の声に応える取組みの全体像

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動し、お客さまサービスの向上を図ることが重要であると考えています。お客さまからのお寄せいただいた、意見・ご要望・ご不満については、貴重な声として受け止め、当社の業務改善に反映させ、より一層、お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、努めてまいります。



2. お客様の声(ご相談・苦情)受付窓口

保険募集活動から保険金支払業務に至るまで、幅広く「お客様の声」をお聞きする窓口を設置しています。



お問い合わせフォーム

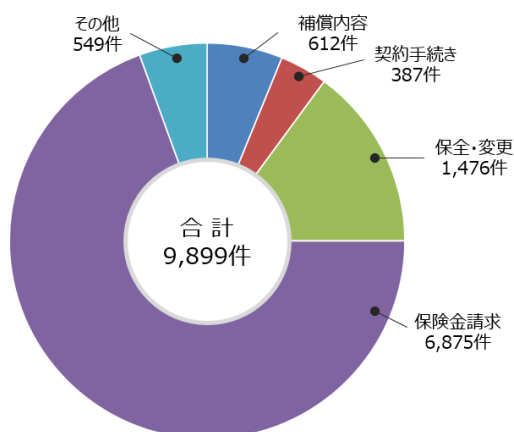
<https://www.ms-plus1.com/contact/>

窓口の営業時間 月曜日～金曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

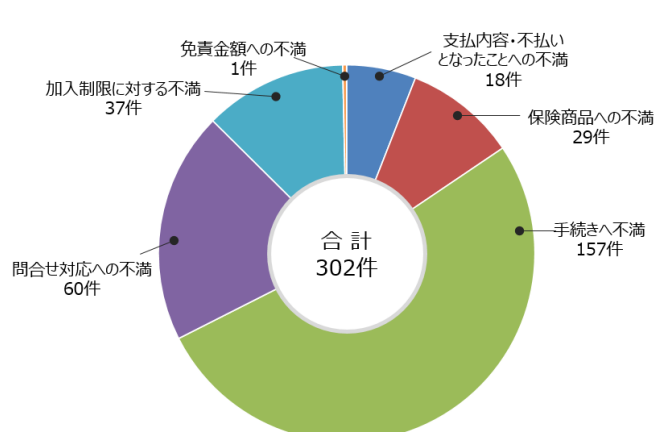
3. お客様の声概要

2025 年度のお客さまの声の受付状況と、その主な内容は以下の通りです。

【お問い合わせの受付状況と主なご相談内容】



【苦情の受付状況と主な内容】



4. お客さまアンケート結果

お客さまの期待やニーズを積極的にお聞きし、品質向上につなげるため、返品送料保険にご契約いただいたお客さまや保険金をお支払いしたお客さまを対象に「お客さまアンケート」※を実施しています。回答結果の分析を通じて課題・改善点を洗い出すことで、早期タイミングで保険請求手続きのフローやシステムの改良などにつなげています。

※他人やご家族への推奨度を0～10の11段階で評価していただくものです。

(1) 他人やご家族への推奨度（2025年4月-2026年3月）

質問. あなたはご家族や友人に「返品送料保険」をどの程度おすすめしたいと思いますか。

0～10点でご回答ください。

回答数	2,360件
推奨者（10、9評価）	46.8%

(2) お客さまの声（2025年4月-2026年3月）

保険金請求手続きから保険金が支払われるまで全体的に最高！保険金請求時にWEBでアップロードできる画像が1枚のみだった点は不便だと思ったが、追加画像の提出についてすぐに連絡があり、対応が早くて安心して利用できた。振込も驚くほど早くとても助かった！高額商品を買う時にとても安心！この保険を無くさないで欲しい。（40代女性）

保険金請求手続きがスムーズでわかりやすい。
商品が来るまで実態のわからないネットショッピングをする上で本当に助かる保険だと思う。
（40代男性）

実際に一度加入したが、保険金請求手続きも簡単で入金も早かった為、利用しやすいと思った。（50代女性）

5. お客さまの声をもとに改善した事例（返品送料保険）

お客さまの声	改善事例
かかった費用の証明書類としてどのようなもの提出すれば良いかわからない	* 請求手続き画面の見直しを行いました。 必要書類のイラストを追加して、どんな書類が必要か、わかりやすい画面へ変更し、請求手続きが円滑に進められるようになりました。
保険金請求のための配送伝票が正確に読み取られず、アップロードができない	* AI-OCR システムを変更し読み取り精度を改善しました。 配送伝票や領収書の画像から、保険のお支払いに必要な情報の読み取り率を向上させるため、システムを変更し、請求手続きが円滑に進められるようになりました。
提出した保険金請求書類の不足に関するメールが来ていたが、気付かなかった	* お客さまとの連絡方法について見直しを行いました。 保険金のお支払いに必要な書類が不足している場合等、これまではメールのみでご案内していましたが、SMS や電話も活用してご連絡を行うようにし、手続きを円滑に進められるようになりました。

7. リスク管理の態勢

1. リスク管理態勢の構築と経営健全性のモニタリング

(1) リスク管理態勢の構築と適切な運営

リスク・コンプライアンス委員会の設置を通じたリスク管理態勢の構築と適切な運営を行い、リスク管理重視の企業風土の醸成と、全役職員のリスクに対する感性・意識を持った行動を推進します。

(2) 経営の健全性の常時モニタリング

リスク管理指標等を用いた経営健全性のモニタリングを行っています。

2. 個別リスクの適切な管理

(1) 情報管理態勢・外部委託先管理態勢の強化（重要な個別リスク対応）

- ①情報漏えいの未然防止に向け、情報管理態勢の強化を図っています。
- ②サイバーリスクの増大を受け、サイバーセキュリティ対応態勢の強化を図っています。
- ③情報管理・サイバーセキュリティ対応態勢強化に伴い、外部委託先の適切な管理を行っています。

(2) その他個別リスクへの対応

- ①下記個別リスクに対する適切な対応に向け、リスクの洗い出しを行い、対策を立案し実行しています。

＜個別リスク＞

- a. 保険引受リスク、b. 資産運用リスク、c. 流動性リスク、
- d. オペレーショナルリスク（事務リスク・企画開発リスク）、e. 情報資産リスク、f. 外部委託先リスク

- ②認識していない新たなリスクに対し、適切な対応に努めていきます。

3. 危機管理対策（BCP対応）

(1) 危機管理態勢の構築

- ①危機管理を実行できる態勢を構築し、BCPの策定と定期的な見直しを図っていきます。
- ②役職員等の危機管理意識の醸成を図っていきます。

4. MS&ADインシュアランスグループ[○] 反社会的勢力に対する基本方針

- (1) MS&ADインシュアランスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (3) 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

8. 法令等遵守態勢

1. 役職員のコンプライアンス・マインドの向上

「経営理念（ミッション）」「経営ビジョン」「行動指針（バリュー）」に基づき、コンプライアンスを徹底する企業文化の確立とコンプライアンス・マインドおよび品質の向上につながる教育、研修等の取組みの実施、これらを通じた社員不祥事件の発生防止に努めています。

2. コンプライアンス推進態勢の強化

- （１）コンプライアンスに関する取組状況や課題、事業環境の変化を踏まえた適切なコンプライアンス推進態勢の強化に向け取り組んでいます。
- （２）コンプライアンス課題に対し、経営側の早期認識を図っています。
- （３）代理店・保険募集人のコンプライアンス・マインドの向上と、募集品質の向上に向けた各種施策を推進しています。
- （４）自主点検による課題の洗い出しと改善に向けた対応を行っています。

3. 法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢の強化

- （１）法令等を遵守するための適切な内部管理態勢の確立と、関連施策を実施しています。
- （２）労務コンプライアンスの遵守に向けた適切な勤務管理の定着と、ハラスメントのない心理的安全性が確保された職場作りの推進、ならびにスピークアップ制度の活用等による問題の早期発見・是正を図っています。
- （３）インサイダー取引等防止、独占禁止法、他者の知的財産権の侵害禁止、グループ内取引、利益相反管理、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策、反社会的勢力等対策に対する適切な対応を行っています。

4. お客さま本位の業務運営に向けた保険募集管理に関する各種施策の推進

お客さま本位の業務運営に関する方針を策定し、方針に沿った業務運営の実施に努めています。

9. 指定紛争解決機関

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しています。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者さまをはじめ、一般消費者の皆さまからの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情対応・紛争解決を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号 HF 八丁堀ビルディング 2F

TEL 0120-82-1144（通話料無料）

[通常受付日・受付時間]

月曜日～金曜日（祝日・年末年始休業期間を除く）9:00～12:00 / 13:00～17:00

<http://www.shougakutanki.jp/>

業績データ

(主要な業務の状況／経理の状況)

- 1. 直近 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… P28
- 2. 直近 2 事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… P29
- 3. 経理の状況
(貸借対照表／損益計算書／株主資本等変動計算書) ……… P35

1. 直近3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
経 常 収 益		19,978	60,730
経 常 損 失		223,472	314,527
当 期 純 損 失		164,788	233,881
資 本 金		299,000	499,000
発 行 済 株 式 の 総 数		59,800 株	99,800 株
純 資 産 額		287,410	453,528
総 資 産		303,235	547,027
責 任 準 備 金 残 高		6,566	7,483
有 価 証 券 残 高		－	－
ソルベンシー・マージン比率		6,122.0%	2,926.0%
配 当 性 向		－	－
従 業 員 数		6 名	8 名
正 味 収 入 保 険 料 の 額		19,978	60,545

* 2024 年度に少額短期保険株式会社として開業したため、前期、当期数値のみ記載しています。

2. 直近2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 正味収入保険料 (単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	19,978	60,312
傷害保険	—	233
合計	19,978	60,545

* 正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払い再保険料を控除したものをいいます。

(2) 元受収入保険料 (単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	19,978	60,312
傷害保険	—	233
合計	19,978	60,545

* 元受収入保険料とは、元受保険料から元受け解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

該当はありません。

* 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金その他再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 保険引受利益 (単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	△223,472	△314,527
傷害保険	—	
合計	△223,472	△314,527

* 保険引受利益とは、保険引受利益は、保険引受収益から保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を引いて、その他収支（保険引受に係るもの）を足して算出しています。

(5) 正味支払保険金 (単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	26,139	87,805
傷害保険	—	0
合計	26,139	87,805

* 正味支払保険金とは、元受正味保険金から回収再保険金を控除したものをいいます。

(6) 元受支払保険金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費 用 保 険	26,139	87,805
傷 害 保 険	—	0
合 計	26,139	87,805

* 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から、元受保険金戻入を控除したものをいいます。

(7) 回収再保険金

該当はありません。

2. 保険契約に関する指標

(1) 契約者配当金の額

該当はありません。

(2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

項目・年度	2024 年度			2025 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
費 用 保 険	130.8%	1,053.4%	1,184.2%	145.0%	473.0%	618.0%
傷 害 保 険	—	—	—	0%	0%	0%
合 計	130.8%	1,053.4%	1,184.2%	145.0%	473.0%	618.0%

* 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

* 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

* 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

* 正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

(3) 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

項目・年度	2024 年度			2025 年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	合算率	元受 損害率	元受 事業費率	合算率
費 用 保 険	130.8%	1,053.4%	1,184.2%	145.0%	473.0%	618.0%
傷 害 保 険	—	—	—	—	—	—
合 計	130.8%	1,053.4%	1,184.2%	145.0%	473.0%	618.0%

* 元受損害率 = 元受正味保険金 ÷ 元受正味収入保険料

*元受事業費率＝事業費÷元受正味収入保険料

*元受合算率＝元受損害率＋元受事業費率

(4) 出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

該当はありません。

(5) 支払再保険料の格付ごとの割合

該当はありません。

(6) 未収再保険金の額

該当はありません。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	285	421
傷害保険	—	0
合計	285	421

(2) 責任準備金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	6,566	7,231
傷害保険	—	252
合計	6,566	7,483

(3) 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当はありません。

(4) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	保険種目のうち費用保険について、均等に発生損害率が10%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	増加する発生損害額＝既経過保険料×10%	
経常損失の増加額	2024 年度	1,400 千円
	2025 年度	6,090 千円

* 保険種目のうち傷害保険については、2026 年 3 月販売開始のため、2026 年度より計算の上、開示します。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位：千円)

項目・区分	2024 年度	2025 年度
	金額	金額
預 貯 金	164,902	382,843
総 資 産	303,235	547,027

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

該当はありません。

(3) 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当はありません。

(4) 保有有価証券の種類別の利回り

該当はありません。

(5) 保有有価証券の種類別の残存期間別残高

該当はありません。

5. 責任準備金の残高の内訳

<2025 年度>

(単位：千円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	当期末 責任準備金
費 用 保 険	5,370	1,860	—	7,231
傷 害 保 険	238	13	—	252
合 計	5,609	1,874	—	7,483

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円・%)

	2024 年度	2025 年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	288,009	455,403
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	287,410	453,528
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	599	1,874
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5項イに掲げるもの(⑩a)	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5項ロに掲げるもの(⑩b)	—	—
控除項目（－）	—	—
(B) リスクの合計額$\sqrt{R_1^2+R_2^2}+R_3+R_4$	9,408	31,127
保険リスク相当額	8,887	29,853
R1 一般保険リスク相当額	8,887	29,853
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	1,888	3,949
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	1,888	3,949
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	—
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	323	1,014
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(1/2)\times(B)\}]\times 100$	6,122.0	2,926.0

ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（前述の表の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額:前述の表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（前述の表の（C））です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②および④以外のもの
 - ④ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

7. 時価情報等（取得価額または契約価額、時価および時価損益）

有価証券

- ① 売買目的有価証券 該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- ③ 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- ④ その他有価証券 該当事項はありません。
- ⑤ 金銭の信託 該当事項はありません。

3. 経理の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2024 年度	2025 年度
	金額	金額
(資 産 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	164,902	382,843
預 貯 金	164,902	382,843
有 形 固 定 資 産	708	562
建 物	276	257
その他有形固定資産	431	305
そ の 他 の 資 産	76,514	86,987
未 収 金	41,018	65,493
未 収 保 険 料	11,597	9,414
預 託 金	23,898	12,078
繰 延 税 金 資 産	51,110	66,634
供 託 金	10,000	10,000
貸 倒 引 当 金		△0
資 産 の 部 合 計	303,235	547,027

(単位：千円)

科 目	2024 年度	2025 年度
	金額	金額
(負 債 の 部)		
保 険 契 約 準 備 金	6,852	7,904
支 払 備 金	285	421
責 任 準 備 金	6,566	7,483
そ の 他 負 債	8,973	85,594
未 払 法 人 税 等	290	290
未 払 金	163	184
未 払 費 用	8,459	84,921
預 り 金	60	198
負 債 の 部 合 計	15,825	93,499
(純 資 産 の 部)		
資 本 金	299,000	499,000
資 本 剰 余 金	299,000	499,000
資 本 準 備 金	299,000	499,000
利 益 剰 余 金	△310,589	△544,471
繰越利益剰余金	△310,589	△544,471
株 主 資 本 合 計	287,410	453,528
純 資 産 の 部 合 計	287,410	453,528
負債及び純資産の部合 計	303,235	547,027

<2025 年度貸借対照表に関する注記>

1. 会計方針に関する事項については、以下の通りとなります。

- ①有形固定資産の減価償却方法は定率法とする。但し、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については定額法としております。
- ②収益については、翌月月初に、当月分の収入保険料が確定した時点で計上を行います。
- ③消費税等の会計処理は、税抜方式としております。
- ④MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は 514 千円となります。

3. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下の通りとなります。

繰延税金資産

繰延資産償却超過額	57,493 千円
その他	9,141 千円
繰延税金資産合計	66,634 千円
繰延税金資産純額	66,634 千円

4. 1 株当たりの純資産額は 4,544 円 38 銭となります。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024 年度	2025 年度
経 常 収 益	19,978	60,730
保 険 料 等 収 入	19,978	60,545
保 険 料	19,978	60,545
そ の 他 経 常 収 益	—	185
経 常 費 用	243,451	375,258
保 険 金 等 支 払 金	26,139	87,805
保 険 金	26,139	87,805
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	6,852	1,052
支 払 備 金 繰 入 額	285	136
責 任 準 備 金 繰 入 額	6,566	916
事 業 費	210,460	286,399
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	195,859	266,167
税 金	14,366	19,952
減 価 償 却 費	233	280
そ の 他 経 常 費 用	—	0
経 常 損 失	223,472	314,527
税 引 前 当 期 純 利 益	223,472	314,527
法 人 税 及 び 住 民 税	△39,883	△65,121
法 人 税 等 調 整 額	△18,800	△15,524
法 人 税 等 合 計	△58,684	△80,645
当 期 純 損 失	164,788	233,881

<2025年度損益計算書に関する注記>

1. 収益及び費用に関する金額は、以下の通りとなります。

正味収入保険料 60,545 千円

正味支払保険金 87,805 千円

出再支払備金繰入額（戻入額）及び出再責任準備金繰入額（戻入額）はありません。

2. 1 株当たりの当期純損失金額は 2,343 円 50 銭となります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 関連当事者との取引に関する事項は、以下の通り。

(単位：千円)

種類	関連当事者名	議決権等の割合	取引の内容	取引金額
親会社	三井住友海上火災保険株式会社	直接 100%	出向負担金	84,704
			その他	754

*取引により発生した債権又は債務はありません。

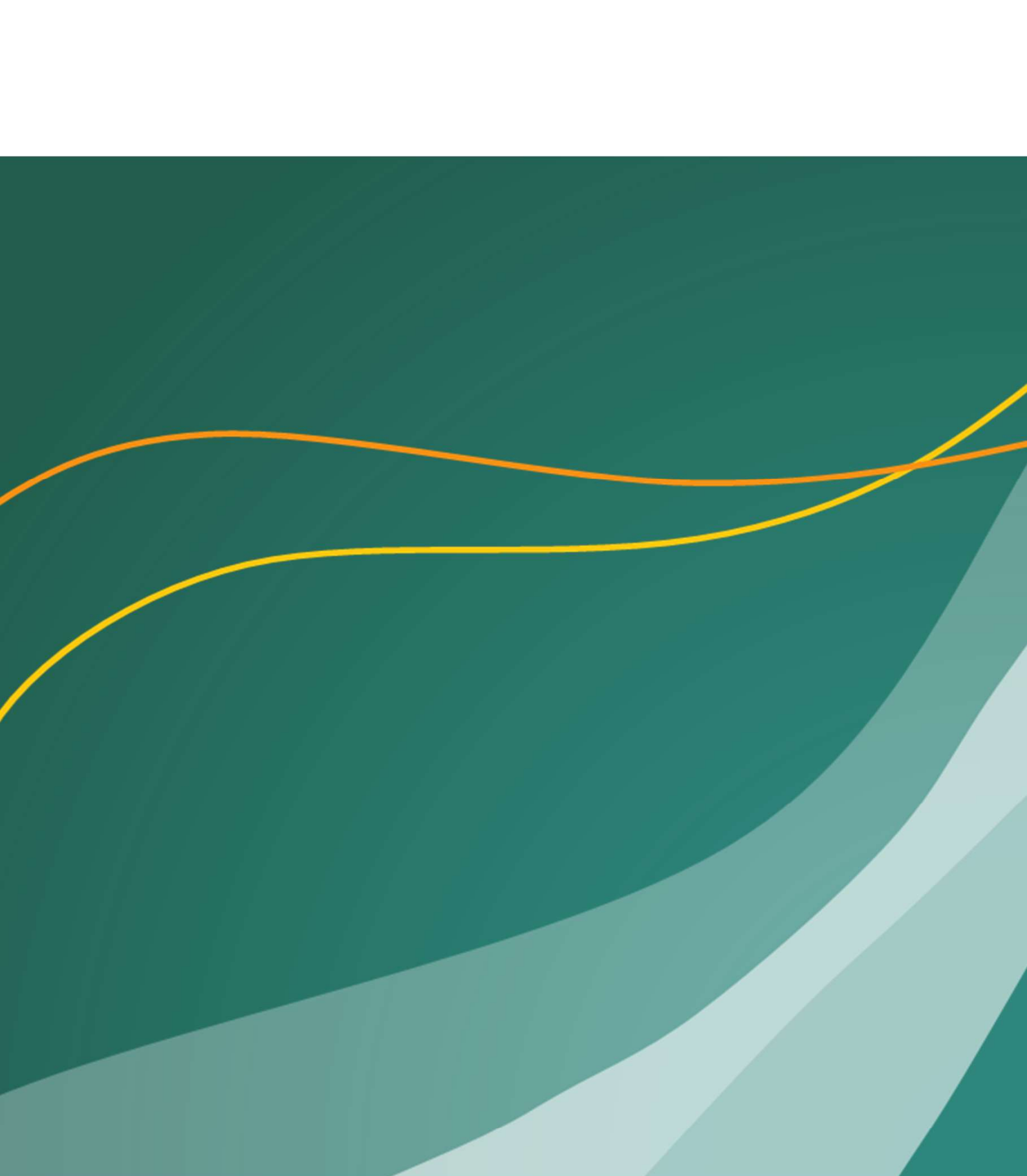
3. 株主資本等変動計算書

<2025 年度>

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本余剰金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本余 剰金合 計	その他	利益剰余金 合計		
				利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当 期 首 残 高	299,000	299,000	299,000	△310,589	△310,589	287,410	287,410
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	200,000	200,000	200,000			400,000	400,000
当 期 純 利 益				△233,881	△233,881	△233,881	△233,881
当 期 変 動 額 合 計				△233,881	△233,881	166,118	166,118
当 期 末 残 高	499,000	499,000	499,000	△544,471	△544,471	453,528	453,528

* 2026 年 3 月末時点の発行済株式数は、99,800 株となります。



MS&AD MSプラスワン少額短期保険株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11

<https://www.ms-plus1.com/>

